

基山町農業委員会会議録

平成29年5月2日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し
委員会議を開催する。

出席者 13名

欠席者 0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	大 石 正 人	出席	8	大 久 保 敏 幸	出席
2	西 依 義 實	出席	9	梁 井 正 義	出席
3	長 野 満 夫	出席	10	舟 木 壽	出席
4	大 村 廣	出席	11	森 一 則	出席
5	坂 本 勇 一	出席	12	簗 原 茂 行	出席
6	熊 本 富 雄	出席	13	原 利 廣	出席
7	井 上 忠 雄	出席			

本会の書記 上田 智子

審 議 事 項

第11号議案	農地法第3条の規定による許可申請	2件
第12号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
第13号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	13件
報告第7号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理報告	3件
報告第8号	農地法第18条の規定による届出受理報告	9件
その他(1)	農業経営改善計画の認定協議について	1件
その他(2)	基山町農地移動適正化あっせん事業実施要領の改正について	1件

審議開始 9時 00分

審議終了 11時 30分

平成29年5月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、平成29年第5回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、7番委員と8番委員にお願いします。

早速ですが、審議に入ります。第11号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可を求めます。第11号議案1番を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

第11号議案1番朗読

権利を取得しようとする農地については、譲受人の経営規模拡大のため、譲受人に所有権移転をするものです。移転後は、畑として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係について、譲受人の農業機械の所有状況は問題なく、農業従事者数等の状況についても問題ないことから、全てを効率的に利用して耕作を行う要件を満たしていると考えられます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係については、今回の申請地を含め、耕作する農地の合計面積が12,355㎡となり下限面積である3反要件も満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は畑として利用し周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、6区キャンプ場下の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、第11号議案1番について何かご意見はありませんか。地元委員さんから補足等はありませんか。

8番委員

譲渡人が目を怪我して、農作業がしにくいということを言われていました。代わりに耕作してくれる方を探していたが見つからず、当初この農地を買われた方の関係者に相談したところ譲受人を紹介されたという経緯になります。

7 番委員

譲受人は、陣屋に農地をたくさん持っています。陣屋の農地はしっかり管理されています。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、第 1 1 号議案 1 番については許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第 1 1 号議案 1 番は、全員一致で決定します。

次に、第 1 1 号議案 2 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第 1 1 号議案 2 番朗読

この件につきましては、譲受人が経営規模拡大のために所有権移転を行うものです。移転後は、畑として利用されます。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号関係について、譲受人の農業機械の所有状況は問題なく、農業従事者数等の状況についても問題はないことから、全てを効率的に利用して耕作を行う要件を満たすと考えられます。

次に、農地法第 3 条第 2 項第 4 号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第 3 条第 5 号関係については、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が 8, 3 2 1 m²となり、下限面積である 3 反要件も満たしております。

最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号関係については、譲受人の農地は畑として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、1 区鎮西隈集落の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、第 1 1 号議案 2 番について、何かご意見はありませんか。

3 番委員

周りが全部宅地に囲まれている畑で、入口が1ヶ所しかありません。譲受人は、同じ村中でやっているので問題はないと思います。家のすぐ隣で、土地を広げる形になりました。

議 長

他に意見はありませんか。ないようでしたら、第11号議案2番については許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第11号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第12号議案農地法第5条による許可申請がありましたので、認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第12号議案1番朗読

この件につきましては、分家住宅建設のために農地を転用するものです。

申請理由につきましては、現在借家住まいで子供の成長とともに住宅建設の必要性に迫られたことで、農地211㎡を含む266.58㎡に建設の計画をしておられます。転用後は住宅を71.21㎡に建設され、残りはその他駐車場等に利用される予定です。その他候補地についても検討がされましたが、5年間の耕作同意等があることから、申請した土地を選定されております。

今回の申請地農地区分要件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、2種農用地区分要件「第2の1の(1)の力の(ア)」に該当し、許可区分については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の(1)の力の(イ)」に該当すると考えております。

申請地は、7区公民館側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、地元委員さんから何かありませんか。

12番委員

借受人は、今まで町内のアパートに住んでいた長男で、跡取りになります。

今回、帰ってくるにあたり、実家の敷地内に畑があるので、そこに分家を建てて住むことを希望しています。隣接農地の方の許可ももらい、水利も水利組合から許可をもらっており問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第12号議案1番は認定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第12号議案1番は、全員一致で認定します。

次に、第13号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申し出があったので計画決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局

第13号議案1番朗読

1番は、高齢化により賃借権を設定されます。期間は3年で、賃借料は10アールあたり30kgです。場所は、きやま高尾病院付近の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、地元委員さんから何かありませんか。

3番委員

別の方が借りていたが、その方が亡くなられて合意解約をした圃場を、今回の借受人が借りることとなりました。あぜの管理まできちんとしていただけるといいと思います。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第13号議案1番は計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第13号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第13号議案2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第13号議案2番朗読

2番は、相手方の要望により使用貸借権を設定されます。期間は3年です。場所は、1区鎮西隈、園部団地付近の圃場になります。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、地元委員さんから何かありませんか。

3番委員

前回借りていた方が亡くなり解約したので、隣接している方をお願いして作ってもらうことになりました。借受人の自宅からすぐ下の圃場です。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第13号議案2番は計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第13号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、第13号議案3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第13号議案3番朗読

3番は、貸人の農業廃止により使用貸借権を設定されます。期間は3年です。場所は、7区3号線沿い、三菱ふそう近くの圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。地元委員さん、何かありませんか。

10番委員

申請の農地が元の耕作者の方の自宅から遠く大変だと規模縮小を希望されたので、借受人が引継ぐことになりました。借受人は、機械も揃っており効率的

に耕作しており問題ありません。実際は7人のグループで耕作される予定です。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第13号議案3番は計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第13号議案3番は、全員一致で決定します。

次に、第13号議案4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

第13号議案4番朗読

4番は、相手方の要望により使用貸借権を設定されます。期間は3年です。場所は、多目的グラウンド北側の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

8番委員

貸渡人は、今までも違う方に土地を貸してありました。実際、農業をされておられないので、今回、新たな借受人が利用権の設定をされました。借受人については、問題ないと思われれます。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第13号議案4番は計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第13号議案4番は、全員一致で決定します。

次に、第13号議案5番から13番まではすべて再設定のため一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

第13号議案5番から13番まで再設定のため朗読省略

5番は賃借権の再設定で、期間は3年です。賃借料は1筆5,400円です。場所は、大興善寺駐車場下の圃場です。

6番は使用貸借権の再設定で、期間は5年です。場所は、正応寺インター付近の圃場です。

7番は使用貸借権の再設定で、期間は5年です。場所は、玉虫交差点付近の圃場です。

8番は使用貸借権の再設定で、期間は5年です。場所は、4区才の上地区の圃場です。

9番は使用貸借権の再設定で、期間は6年です。場所は、基山駅東側、5区永田集落横の圃場です。

10番は使用貸借権の再設定で、期間は3年です。場所は、大興善寺から県道をさらに上がったところの道沿いの圃場になります。

11番は使用貸借権の再設定で、期間は3年です。場所は、玉虫交差点付近の圃場になります。

12番は賃借権の再設定で、期間は3年です。場所は、基山町役場付近の圃場になります。

13番は賃借権の再設定で、期間は3年です。場所は、基山町役場付近の圃場になります。

議長

只今事務局から説明がありましたが、地元農業委員さんから補足がありましたらお願いします。

2番委員

6番の申請人は87歳となっているが、実際は息子さんが作られるので問題ないです。

7番委員

9番は、実際は6人で作っている田です。

1番委員

10番は、無農薬に取り組んで4年目になると思います、草刈りもしているので問題ないと思われます。

議 長

他に意見はありませんか。なければ、第13号議案5番から13番まで計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第13号議案5番から13番は、全員一致で決定します。

次に、報告第7号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第7号1番朗読

この件につきましては、市街化区域の農地ですので平成29年3月30日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、みなさんから何かご意見はありませんか。

7番委員

この圃場は、この辺りで一番下の段の田で、水利等に特に問題はありません。

議 長

他にありませんか。無いようでしたら、報告第7号1番の報告を終わります。次に、報告第7号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第7号2番と3番は借受人が同じですので一括して報告します。

報告第7号2番・3番朗読

この2件につきましては、市街化区域の農地ですので平成29年4月21日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

ただいま事務局から報告がありましたが、何かご意見等はありませんか。

7番委員

市街化区域の田で、水路も一番下になります。これから先の田はありませんので、隣接農地の所有者として了解しました。市街化区域ですので下水・上水共に来ており、問題ないと思われます。

議 長

他にありませんか。なければ報告第7号2番・3番を終わります。

次に報告第8号農地法第18条の規定による届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第8号1番から8番まで、借受人が同じ方ですので一括して報告します。

報告第8号1番から8番朗読

この件については、借受人の方が亡くなられましたので、その方が賃貸借権を結ばれていた農地について、解約の届出をされております。解約及び引渡しの日は平成29年3月27日で、平成29年3月30日付けで受理通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から報告がありましたが、何かご意見等はありませんか。

1番委員

5番の北陣屋の圃場とか誰か借りる予定はあるのでしょうか。

13番委員

あそこは、ワイヤーメッシュが張ってありますが、なかなか借り手が見つからないところです。結構広い面積ですから、みなさん、次に借受けの話などあ

りましたらよろしく申し上げます。

議 長

他にありませんか。なければ、報告第8号1番から8番を終わります。次に報告第8号9番について、事務局から報告をお願いします。

事務局

報告第8号9番朗読

この件については、事業撤退により合意解約を行っております。土地の引き渡しは平成29年5月31日で、4月14日付けで解約の通知書を送付しております。

議 長

只今事務局から報告がありましたが、ご意見等ございませんか。

9番委員

農業委員で管理をしていた時期もあるようですが、石ばかりでどうにもなりませんでした。以前菊芋を植えようとしたが、やはり石ばかりで植えられなかったようです。

議 長

他にありませんか。ないようでしたら報告第8号9番を終わります。

次に、その他（1）農業経営改善計画の認定協議について、事務局から説明をお願いします。

事務局

その他（1）朗読

この件につきましては、ミキファームきやまの進出について、2月の農業委員会地権者の方から中間管理機構への利用権設定の計画決定をいただきました。その後、人・農地プラン検討会で地域の農業の担い手として位置付けるということで承認があり、今回、基山町の認定農業者の認定申請がありましたので協議いただくものです。

ミキファームきやまは、平成31年6月の開業予定となっておりますが、今後、周辺地区の活性化の核として、ライチの摘み取り農園を開業し、現場責任者を町内の方で、また、パート雇用をぜひ町内の方でと計画されております。現在、2区田原地区に約10,000㎡農地を所有しておりますが、来年さら

に約5,000㎡を借り受け、事業を拡大する予定となっております。

諸手続きを経て認定農業者となりましたら、農業関係の融資等を有利な形で受けられますので、そのあたりも検討していると聞いております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9 番委員

申請書は、有限会社ミキファームきやまとなっているが、認定農業者の範囲はどうなっているのか。法人に有限会社や株式会社や農地所有適格法人とか決まりはあるのか。

事務局

認定農業者に法人が含まれることは、確認していましたが、その範囲については、再度確認させていただいてもいいですか。

議 長

それでは、事務局が調べている間、10分ほど休憩しましょう。

— 10分休憩 —

事務局

お待たせしました。

認定農業者について、会社の形態は問わないとのことでした。有限会社であるとか、農地所有適格法人であるとかは問われず、農業を主たる事業として行う法人であれば認定農業者になれるとのことでした。

そういう事ですので、この申請を御協議いただきたいと思います。

先ほど説明をさせていただきましたが、申請書の3枚目の目標を達成するためにとるべき措置という所に、融資制度の活用というものがあります。今回、基山町に進出するに当たり、第1期目としてハウスの建設費が8,300万円くらいの予定です。

そのうち、3,000万円は佐賀県の補助を受けるような形で作業を進めていますが、不足分の資金としてスーパーL資金という認定農業者有利に受けられる活動資金等があり、それを活用したいという考えがあるようです。

有限会社ミキファームきやまの登記簿の中に、会社の目的が記載されています。その目的は、ほぼ農業を行う会社ということですので、認定農業者となり

うる法人と認められます。県の方にも若干確認させてもらい、そういう判断のもとで提案をさせていただいております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、他に意見はありませんか。

1 1 番委員

宮崎と基山は別会社になるのか。

事務局

登記簿に関する事項には、平成28年12月5日付で、宮崎の川南町から有限会社ミキファームきやまを作ったとありますので、別会社です。

議 長

他にありませんか。ないようでしたら、今の意見を事務局の方でまとめて下さい。

事務局

御協議ありがとうございました。では、農業委員会として認定に同意するということでよろしいでしょうか。

議 長

みなさん農業委員会として、認定していいでしょうか。

全員異議なし

議 長

では、提出をお願いしておきます。

次に、その他(2)基山町農地移動適正化あっせん事業実施要領の改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局

その他(2)説明

これは、もともと実施要領がありましたが、5年ごとに見直しを行っているものです。2015年度農業センサスが公表され、要領の中で使用していた数字が変更になったこと等に伴い、基山町でもその内容を見直すものです。この

要領は、見直ししましたら佐賀県へ報告いたします。どこを変更したかについては、見え消し資料をつけておりますのでご覧ください。

そもそもこの事業は、農業委員会が農業委員会等に関する法律に基づき、農地の売買・貸付けまたは交換の相手として相応しいかどうか、その基準を設けて農地の集積を円滑に行う、手続き及び基準を定めたものです。佐賀県の実施要領にならって、適切な文言に修正したのと、中ほどの別紙から、現在の基山町の実情に合わせた形で数字を修正しております。基準面積については基山町の平均的な農地所有の面積を、これは佐賀県から数字が来ております、あと次ページの経営規模拡大の目標については昨年改正しました基本構想から持ってきております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、みなさんから何かご意見はありませんか。

議 長

意見が無いようですので、事務局の方で修正を行って、県へ提出をお願いします。

これで本日の議案等は終わりましたが、全体をとおして何かありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

平成29年5月2日

署名人

議 長

委 員

委 員